

大口町告示第15号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条に基づく一部負担金の徴収について、大口町予防接種一部負担金徴収要綱第3条の規定により次のとおり定めるものとする。

令和4年3月28日

大口町長 鈴木雅博

対象となる予防接種	一部負担金の額
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	2,000円